

第3章 農林業を取り巻く状況の変化

近年、気候変動、自然災害といった国際的な課題が、経済成長や社会問題にも波及している中、平成27年に開催された国連サミットで、令和12年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsは開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を横断的に盛り込んでおり、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の目標です。

農地及び森林は、国土の保全、水源の涵養*、地球温暖化防止等の多面的機能を有した大切な資源です。地域環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、我が国においても、SDGsへの関心が高まっており、その実現に向け、農林業が貢献できることは大きく、行政の立場からも各種取組を後押しする農林業施策を展開していくことが重要です。

1 国

平成27年に、都市農業振興基本法が施行され、翌年にはこれに基づく、都市農業振興基本計画が策定されました。これまで「宅地化すべきもの」と位置づけられてきた都市農地は、都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農業の継続によって、新鮮で安全な農産物の供給を含め多様な機能の発揮が求められています。

それらを受けて、平成29年5月の生産緑地法の一部改正、都市農地貸借法の施行（平成30年9月）など、法律や制度の改正が行われました。

また、平成31年4月には、森林経営管理法が施行され、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、もしくは、再委託できない森林においては市町村自らが管理を実施できるようになりました。

併せて、森林環境譲与税が令和元年度から市町村へ譲与され、間伐*や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における市町村の役割が大きくなっています。

①都市農業振興基本法

平成27年4月に都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業が持つ、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的に都市農業振興基本法が施行されました。

②都市農業振興基本計画

平成 28 年 5 月に都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。これは、人口減少や高齢化が進む中での開発圧力の低下や都市農業に対する住民評価の高まりなどを受けて、市街地における農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく位置づけを転換するものであり、都市農業の多様な機能を發揮するため、新たな施策の方向性を定めており、担い手の確保、土地の確保、農業施策の本格的な展開が必要であるとされています。

③生産緑地法の改正

平成 29 年 5 月には、都市における農地が、「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換されたことを受けて、都市農地の保全・活用を図るため、生産緑地法が一部改正されました。

この改正により、生産緑地に指定できる農地の面積要件について、500 m²以上の区域から市区町村の条例で定めることにより 300 m²以上の区域に引き下げることが可能となり、本市においても条例により、300 m²以上の区域の農地を生産緑地地区に指定することが可能となりました。

また、生産緑地地区内の建築規制が緩和され、生産緑地地区内に農産物の直売所や農家レストランなどの設置が可能となりました。

さらに、生産緑地地区の指定から 30 年が経過する農地について、引き続き、相続税や固定資産税の優遇を受けながら営農を継続できる特定生産緑地制度が創設されました。

④都市農地の貸借の円滑化に関する法律

平成 30 年 9 月に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されました。

都市農地の借り手が農地の耕作に関する事業計画を作成し、市区町村長の認定を受けた場合に、この計画に基づく都市農地の賃貸借等は法定更新されない農地となります。契約期間経過後に農地が所有者に戻るため安心して農地を貸し出すことができ、相続税の納税猶予を継続して受けすることができます。

また、都市農地の借り手が、市民農園*を開設しようとする場合について、自治体や農地中間管理機構の仲介がなくても、農地所有者から直接農地を借りることができ、市民農園を開設する場合の貸借の円滑化が図られています。

⑤森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

平成 31 年 4 月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が施行されました。この法律の施行により、令和元年度から、国から都道府県及び市町村に対して、①私有林人工林面積、②林業の就業者数、③人口、に応じた森林環境譲与税が交付されることとなり、

市町村の森林整備などへの活用が図られることになりました。

本市では、森林被災地復旧や森林整備等へ有効に活用していく予定です。

⑥森林経営管理法

平成 31 年 4 月に、森林経営管理法が施行されました。

この法律の施行により、小規模・分散的で、手入れが不足し、適切な経営管理が行われていない民有林の経営管理を、市町村による森林所有者への意向調査を経て、市町村が森林所有者からの委託を受けて森林を経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する制度が創設されました。

2

大阪府

平成 29 年に新たなおおさか農政アクションプランが策定されました。このアクションプランは、都市農業振興基本法に基づく地方計画と位置づけ、目指す方向性と 10 年後の姿を設定しています。

①新たなおおさか農政アクションプラン

平成 29 年 8 月に策定した『府民とともに未来へつむぐ豊かな「農」』を将来像として実現していくため、府民生活で農業・農空間が将来にわたって果たしていく役割に着目し、「しごと」「くらし」「地域」の 3 つをテーマとして、目指す方向性と 10 年後の姿を設定しており、このアクションプランに基づき、大阪府の農業や農空間に関する施策が展開されています。

新たなおおさか農政アクションプランは、大阪府における都市農業振興計画として位置づけられています。

②大阪府森林整備指針

令和元年 12 月に、大阪府森林整備指針が策定されました。

この指針は、府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法などを示すことで、大阪府と市町村、森林所有者、森林ボランティアが連携・協調して森林の保全整備を進めることを目的としています。

森林管理の方向性として、林業経営が成り立ちやすい場所かそうでないかを条件にして、①資源循環林、②広葉樹林への誘導・転換、③資源管理林、④自然遷移林の 4 つに区分することとされました。

3

高槻市

農林業基本計画の上位計画として位置づけられる第6次高槻市総合計画、土地利用について定める高槻市都市計画マスタープランが関連計画として挙げられます。

① 第6次高槻市総合計画

令和3年度からの10年間を計画期間として、令和3年2月に策定しています。

農林業の分野においては、現在の農林業基本計画の基本目標を引き継ぐ形で、『「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」が実現されたまち』を目指すべき姿として、1・地産地消*の推進、2・森林の災害復旧の推進、3・農林業施設機能の保全、4・農林業に関係する各主体の協働体制の強化、についての取組を推進することとしています。

②高槻市都市計画マスタープラン

令和3年度からの10年間を計画期間として、将来都市構造や都市整備の方針を示しており、森林・農地については、多面的機能を有することから、適切な保全による都市と自然が共存した土地利用を誘導することとしています。